

(様式第1号)

諏訪市補助金等交付規則第4条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	スケートクラブ施設使用料補助金
補助事業等の目標	スケート選手育成の母体となるクラブに対し補助を行い、基盤強化と自立を目指す。
補助事業等の対象者	諏訪市スケート協会
補助対象経費	スケート場の使用料
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	中学生以下：@ 3,045×クラブ員数 大人：@ 9,282×指導者数 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	諏訪市スケート協会から提出される実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成4年4月1日
補助事業等の終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】 平成4年3月に閉場した諏訪市スケート場の代替措置のため、3年を超えて補助する必要がある。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 教育委員会 スポーツ課 スポーツ振興係

令和2年3月16日 一部改正（令和2年4月1日 施行）